

健全な企業活動 を支える ガバナンス体制

16 平和と公正を
すべての人に



■コーポレートガバナンス

基本的な考え方

当社では、経営理念と行動指針を経営における普遍的な考え方として定め、企業活動を行う上での「拠り所」と位置づけています。「経営理念」「行動指針」に掲げる考え方を実現するため、コーポレートガバナンスの強化・充実を経営上の最優先課題の一つと考えています。

コーポレートガバナンスの体制

■取締役会

原則毎月1回、取締役社長が議長となり、取締役会を開催し、社則に定める重要事項を決定するとともに、取締役および執行役員の職務執行を監督しています。取締役10名のうち、社外取締役4名(2020年6月末現在)を選任することにより、その実効性を強化しています。また「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、業務の適正を確保するための体制を整備しています。

■監査役

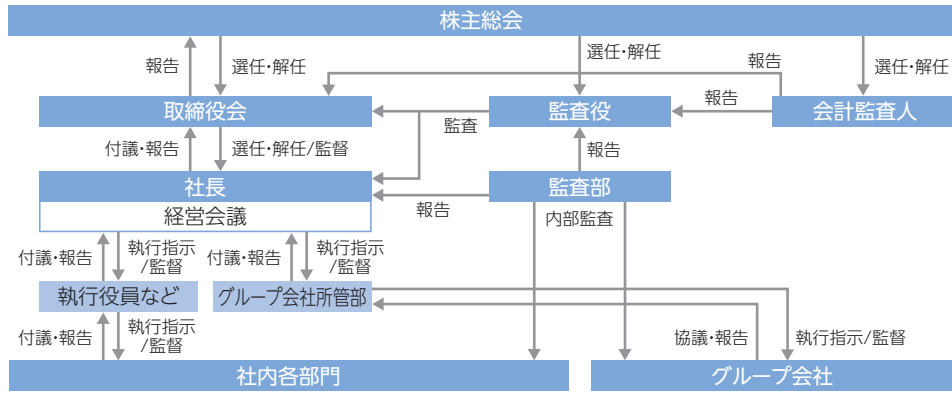
監査役5名(2020年6月末現在)を選任し、任意の機関である監査役協議会を設置しています。監査役は、取締役会をはじめとした重要会議に出席するほか、業務執行に関する重要な文書の閲覧、内部監査部署や子会社、会計監査人からの報告などを通じて、取締役の職務執行を監査しています。

■経営会議

業務執行の最高意思決定機関として経営会議を設置し、経営に関する重要事項の審議・決定を行っています。社長が主宰し、社長が指名する執行役員によって構成されています。

また、執行役員制を導入して、意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会の意思決定・監督機能を強化するとともに、業務執行の迅速化を図っています。

●コーポレートガバナンス体制の概要図



未来へのコミットメント



当社では、コーポレートガバナンスの強化・充実を図り、「経営理念」「行動指針」に掲げる考え方の実現を目指します。

■コンプライアンス

基本的な考え方

当社では、法令のみならず倫理規範も含めたコンプライアンスを経営上の最重要課題の一つととらえ、役職員一人ひとりがコンプライアンスの実践主体として法令および社内規程を遵守した行動の実践とチェックができるよう、コンプライアンス体制を整備しています。

■コンプライアンス体制

■コンプライアンスマニュアルとコンプライアンスの実践・教育

当社では、役職員による日々のコンプライアンスを推進するために、業務遂行において特に重要かつ注意を要する原則・指針などを「コンプライアンスマニュアル」としてまとめ、イントラネットのトップページに掲載し、コンプライアンスを徹底するように求めています。また「コンプライアンスが最優先であること」を常に明確にし、役職員においては具体的事例において判断に迷うような事態や疑義が生じた場合には、速やかに上司や関係部署に照会・事態報告し、最善の措置を取るように求めています。

役職員へは、各年のコンプライアンスプログラム*に基づき、各種コンプライアンス研修を実施しているほか、法務部作成テキストをもとにした部店勉強会やeラーニングなどによる教育を行っています。各組織におけるコンプライアンスの実践状況は、監査部の社内監査を通じて定期的にモニタリングが行われています。

用語解説

コンプライアンスプログラム

コンプライアンス実現のために年度ごとに策定される具体的な実践計画のことです。

■コンプライアンス・デスク制度

コンプライアンスの観点から問題が生じた場合、気づいたヒトが直接「コンプライアンス統括部署」「指定弁護士」「株主コンプライアンス事務局」に連絡できる制度として「コンプライアンス・デスク制度」を導入しています。制度の概要は次の通りです。

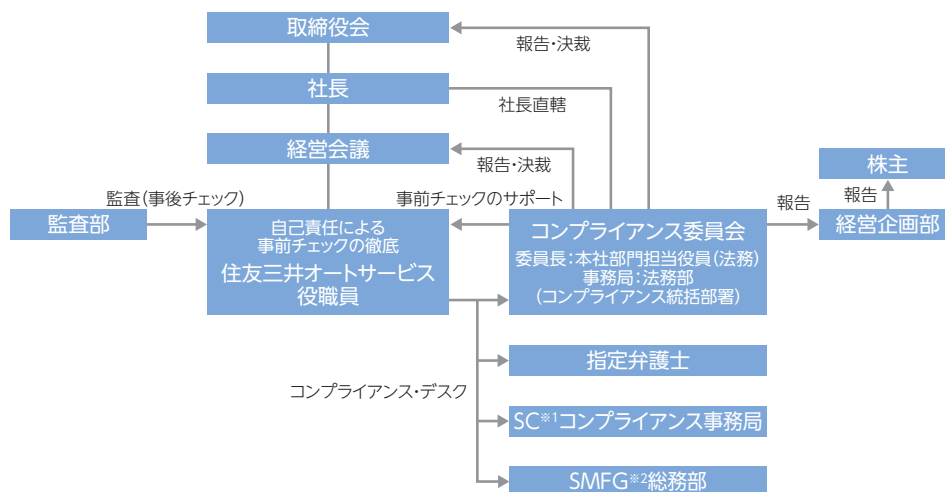
- ① 投書は顕名を原則とするものの、内容に応じて匿名も可とする
- ② 投書者および投書内容の秘密は厳守するとともに、投書によって投書者に不利益が及ばないことを保証している
- ③ 受け付けた投書については、社内規定に基づき、法務部または所管部が厳格かつ適切に処理する

■コンプライアンス委員会

当社は、本社部門の各部長および営業・サービス部門の企画部長などのメンバーで構成され、法務部が事務局を務める「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の強化を図っています。コンプライアンス委員会の役割は次の通りです。

- ① 「コンプライアンスプログラム」の策定・実施などによるコンプライアンスの推進
- ② コンプライアンス関連情報の共有と再発防止への助言・提言
- ③ コンプライアンス・デスク制度によって判明した事態の処理・解決

●コンプライアンス体制図



※1 SC=住友商事

※2 SMFG=三井住友フィナンシャルグループ

未来へのコミットメント

我々は、良き企業市民として社会責任を果たしていくとともに、自動車リース業界のトップ企業として、「モビリティ・ソリューション」の推進を通して、変化する社会のニーズを認識し、社会課題の解決や地球環境の向上に貢献できるよう、永く発展を続けていきたいと願っています。このためには、各役職員が高い倫理規範を持ち、日々のビジネスの中でコンプライアンスが実践されるコンプライアンス・アウェアネスの高い組織であらねばならないと考えています。

これらを達成すべく、コンプライアンス教育の拡充、体系整備・改善、手法の刷新・最適化など、コンプライアンス向上のため不断の改善・努力を行ってまいります。



■ リスクマネジメント

基本的な考え方とリスク管理体制

当社では、事業に付随するリスクが多様化、複雑化していく中、リスク管理を行うに際しての基本的事項を「総合リスク管理規程」として制定し、信用リスク、市場リスク、残価リスクなど、管理すべきリスクの種類を特定、所管部を明確にし、各リスクの特性に応じた適切な管理を実施しています。

■ 事業継続計画(BCP※)

あらゆる災害・事故などの非常事態に際し、それらを乗り越えて事業を継続し、お取引先の日々の業務をサポートすることにより、社会の安定と持続的発展に貢献します。

そのために、非常時対応の諸規則を定め、これを実践するための定期的な訓練、研修会を開催し、対応力の維持・向上に日々努めています。

※Business Continuity Planの略称

■ 情報セキュリティ

当社では、会社のすべての業務やそれに関わる組織、ヒト、および情報資産に適用される「情報管理規程」と、その中でもより高度な管理体制が必要とされる電子化情報に係る「情報システムセキュリティ規程」および関連社内規程に基づき、次の事項の適切な運用およびそのための体制・仕組みを構築するとともに、外部環境に対応するため、定期的な見直しを行っています。

- ①法令遵守の観点に基づく情報資産の適切な取り扱い
- ②情報資産の保護
- ③情報セキュリティに関する役割、責任、実施事項の明確化
- ④情報セキュリティ意識ならびに知識の向上

またセキュリティ対策として、オリンピックをはじめ世界的に注目されるイベント開催に伴い想定されるサイバー攻撃の激化、急速に高度化・巧妙化するサイバー攻撃手法から情報資産を守るために、各種技術的対策を強化、また「情報セキュリティの基本はヒト」とらえ、社員教育といった人的対策も併せて講じています。

■ 個人情報保護

当社は、お客さまの個人情報を適法かつ公正な方法で収集・利用し、適切に管理することが事業活動の基本であり、社会的責務であると考えています。従って、お客さまの個人情報を取り扱う場合には、「個人情報の保護に関する法律」「プライバシーポリシー」および社内規程を遵守して、お客さまの当社に対する期待と信頼に応えていきます。

当社の「プライバシーポリシー」については、WEBサイト内に開示しています。

(<https://www.smauto.co.jp/require/privacy/index.html>)

未来へのコミットメント

当社では、多様化・複雑化するリスクに関する情報を幅広く収集しながら、事業継続計画(BCP)、情報セキュリティ、ならびに個人情報保護などの領域への適切な対応を実施していきます。

